

# 「税務調査を省略する制度」について

## 税理士 蛭田昭史

### 第30回

## 経営計画作成ポイント 応用編

新年あけましておめでとございます。今年もコロナも収まり皆さんが安心して生活できる年となるよう祈りながら12月1日時点でこの原稿を書いています。

今号では、国が認定する上業等専門家の支援を受けて経営改善計画等を策定(専門家に対する支払費用の一部を国が負担)する「経営改善計画策定支援事業(通称405事業)」と「早期経営改善計画策定支援事業(通称ポストコロナ持続的発展計画事業)」について記載します。

この二つの事業の違いとは？

まず、405事業は金融機関から新規融資・返済条件の緩和等の金融支援を受けることを目的と

して金融調整を伴う本格的な経営改善計画を作成する事業です。

対して、ポストコロナ持続的発展計画事業は、自己の経営を見直すための資金実績・計画表やビジネスモデル俯瞰図などの基本的な計画(ひな型)を用意されています(作成し、自社の経営改善に役立てるための事業です)。

表を併せてご覧ください。より明確に分かりやすくご理解いただけます。

### 405事業とは

金融支援が必要な中小企業の多くは、借入金の返済負担等、財務上の問題を抱えており、自社で経営改善計画等を策定することが難しい状況で

す。そこで中小企業経営力強化支援法に基づき認定された経営革新等支援機関(以下、※認定支援機関)に策定支援の協力

を依頼(その費用の一部を国が負担します。上限200万円)し金融機関が求めるレベルの経営改善計画を作成します。そのうえで、融資を受けている金融機関や保証協会が一同に会したバンクミ

※認定支援機関とは、中小



企業経営力強化支援法に基づき認定された経営革新等支援機関の通称であり、中小企業が経営相談等をする相談先として、専門的知識や実務経験を一定レベル以上の者に対し、国が認定した支援機関を指します。弊所も認定支援機関です

△参考▽中小企業庁HP <https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/kaizen/405.html>

### ポストコロナ持続的発展計画事業とは

基本的な内容の経営改善の取組みを必要とする中小企業が、認定支援機関の協力を得て、資金実績・計画表やビジネスモデル俯瞰図といった内容の経営改善計画(前述の通りひな型があります)を策定し、自己の経営を見直すことで早期の経営改善を促すものです。金融機関にも計画を提出し

ますが、金融支援は無く説明のみです。

405事業と同様、認定支援機関への費用を国が負担します(上限20万円)。

405事業と異なる部分は、条件変更等の金融支援を必要としない簡潔

な計画という点です。計画策定から1年後にフォローアップする事で進捗を確認できます。

資金繰りが不安定、理由はわからないが売上げが減少している、自社の状況を客観的に把握したい、専門家等から経営に関するアドバイスが欲しいという企業がまず取り組むのに適しています。

△参考▽中小企業庁HP <https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/kaizen/souki.html>

【事務所紹介】  
蛭田昭史税理士事務所  
所、顧問先数700社  
超で税務調査省略率100%!  
東京都品川区西五反田7-22の17 TOCビル11F、電話03-3490-3377  
ぜひホームページをご覧ください! <https://www.hirata-kaikai.com/>

### 405事業とポストコロナ持続的発展計画事業の主な相違点

項目	経営改善計画策定支援事業(405事業)	早期経営改善計画策定支援事業(ポストコロナ持続的発展計画事業)
金融支援	・条件変更・借換・新規融資等金融支援が必要	・金融支援不要
対象事業者	・財務上の問題を抱える事業者(金融支援が受けられる)	・これまで経営改善計画書を策定したことのない事業者
利用申請時メイン又は準メイン	・メイン又は準メインの申請書への押印または確認書(日本政策金融公庫は確認書)	・申請書への押印または事前相談書(日本政策金融公庫は事前相談書)
利用申請から計画作成費用支払までの期限	・平成31年1月1日以降の利用申請から2年で失効	・利用申請から1年で失効
計画書の内容	・ビジネスモデル俯瞰図・グループ関連図 ・資金繰実績表・具体的施策および実施時期 ・アクションプラン及びモニタリング計画(原則3年程度) ・資産保全表 ・貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算等計数計画(金融支援(条件変更、新規融資等)含む) ・その他必要とする書類	・ビジネスモデル俯瞰図 ・アクションプラン及びモニタリング計画(原則3年程度) ・損益計画書(3年後まで) ・資金繰り実績表(3年程度)
補助費用の総額	・費用総額の2/3(上限200万円)※	・費用総額の2/3(上限20万円)
計画書の金融機関への説明	・原則全ての金融機関へ説明(信用保証協会を含む)	・メイン又は準メインのみ(利用申請時押印または事前相談書発行)
金融機関の計画書に対する対応	・原則全ての金融機関の同意書が必要(信用保証協会を含む)	・金融機関へ説明後、説明を受けた旨の受取書を貰う
モニタリング	・3年間モニタリング必要	・計画策定後1年を経過した最初の決算にてモニタリング1回

※原則、企業規模で上限設定  
福岡県経営改善支援センターの公式ホームページより引用、一部作成  
<https://www.fukunet.or.jp/keieikaizen/qe/>